

令和 6 年 4 月 5 日

郡市区等医師会 御中

大 阪 府 医 師 会
(公 印 省 略)

基本領域学会認定専門医を広告可能とする経過措置の終了について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局総務課、医事課等より関係学会宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、日本医師会を通じ、別添のとおり本会に対しても周知方依頼がありました。

一般社団法人日本専門医機構が行う医師の専門性に関する認定（基本的な診療領域に係るものに限る。）と同一の専門性を有する医師16団体16資格（別添 1）については、令和 3 年 9 月 27 日厚生労働省告示第 347 号附則に基づく経過措置として、当面の間広告可能とされていました。

本件は、令和 6 年 3 月 25 日に開催された「第 3 回医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会」に基づき、当該資格に関する経過措置については、令和 11 年 3 月 31 日をもって終了することについて周知を依頼するものです。なお、令和 11 年 3 月 31 日までに当該団体の専門医資格を取得又は更新した医師については、当該取得又は更新による認定期間の開始日から起算して 5 年間に限り、広告可能とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、別添の文書につきましては、下記のホームページからも閲覧可能です。

【日本医師会メンバーズルーム】

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/chiiki/2024chi_79.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号：宛名シール下部に印字）の10桁の数字(半角入力)

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角入力）

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267